

令和5年度

# 高知市特別支援教育 就学の手引き



高知市教育研究所

# 目 次

1	特別な支援を必要とする子どもとその教育	
(1)	特別な支援を必要とする子ども	1
(2)	特別支援教育	1
2	高知県の特別支援学校	1
3	高知市の特別支援学校, 特別支援学級, 通級指導教室	3
(1)	特別支援学校	3
(2)	特別支援学級	3
(3)	通級指導教室	4
(4)	特別支援学級数及び通級指導教室数	4
4	保育所・幼稚園等における特別支援教育	5
(1)	乳幼児の発達支援	5
(2)	発育・発達に遅れや不安のある乳幼児の保育	5
(3)	特別な支援を必要とする幼児の就学	6
5	就学に当たって	6
(1)	主な相談機関	6
(2)	高知市教育研究所(特別支援教育班)	6
(3)	特別支援教育のための学校や学級の見学	6
(4)	学校が決まるまで	6
6	高知市の特別支援教育	7
(1)	視覚障害のある子どもの教育	8
(2)	聴覚障害のある子どもの教育	9
(3)	知的障害のある子どもの教育	9
(4)	肢体不自由のある子どもの教育	11
(5)	病弱・身体虚弱である子どもの教育	12
(6)	言語障害のある子どもの教育	13
(7)	自閉症・情緒障害のある子どもの教育	13
(8)	院内学級(高知市立三里小・中学校 池分室)	14
(9)	訪問教育	14
(10)	LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)への対応	15
7	各種手帳, 特別支援教育就学奨励費	16
(1)	療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳	16
(2)	特別支援教育就学奨励費	16

# 1 特別な支援を必要とする子どもとその教育

## (1) 特別な支援を必要とする子ども

特別な支援を必要とする子どもは、様々な原因によって思考や言語、情緒などに、あるいは運動や動作、視覚や聴覚、健康面などに何らかの問題等があるため、学習や日常生活に不自由や困難を伴い、特別な支援を必要とします。

特別支援教育の対象としては、視覚障害（目が見えない、あるいは見えにくい状態）、聴覚障害（耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい状態）、知的障害（知的発達に遅れがあり、生活や学習に困難のある状態）、肢体不自由（姿勢の保持や運動・動作が不自由な状態）、病弱・身体虚弱（慢性の病気等のためや、身体の不調のために体調が悪くなりやすかったりする状態）、言語障害（発音や発語に何らかの不自由がある状態）、自閉症・情緒障害（自閉スペクトラム症やそれに類する障害があったり、情緒が不安定で適切な行動がとりにくかったりする状態）、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）を始めとする発達障害などがあります。

## (2) 特別支援教育

特別支援教育とは、LD、ADHD、自閉症スペクトラム症等を含めて特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

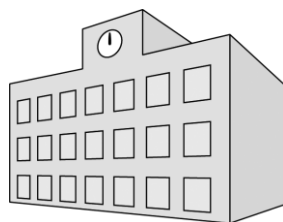
特別支援教育の対象となる者の障害の種類や程度については、法令等に示されています。障害の状態に応じて、特別支援学校、または小・中・義務教育学校の特別支援学級、あるいは通常の学級で配慮して指導することになります。さらに、必要に応じて、普段は通常の学級において指導を受け、週に数時間程度、特別の指導の場で、自立活動を中心とした特別な指導を受ける場合（通級による指導）もあります。

なお、障害の状態が重く、日常生活において常時介護を必要とするなどのため、通学又は寄宿舎を含む学校生活に適応することが著しく困難な子どもたちについては、可能な限り教育が受けられるよう、特別支援学校等から教員を家庭などに派遣して指導を行う「訪問教育」が行われています。

## 2 高知県の特別支援学校

障害種別	設置者	学校名	所在地 (電話番号)	設置学部と学科	備考
視覚障害	県	盲学校	〒780-0926 高知市大膳町 6-32 (088-823-8721)	幼・小・中 高 普通科 保健理療科 高専 理療科	寄宿舎
聴覚障害	県	高知ろう学校	〒780-0972 高知市中万々78 (088-823-1640)	幼・小・中 高 普通科 産業技術科 専 産業技術科	寄宿舎

知的障害	県	山田特別支援学校	〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1361 (0887-52-2195)	小・中 高 普通科	寄宿舍・通学バス 南海学園(知的障害児施設)
		田野分校	〒781-6410 安芸郡田野町 1203-4 (0887-38-8850)	小・中 高 普通科	通学バス 訪問教育
		日高特別支援学校	〒781-2151 高岡郡日高村下分 60 (0889-24-5306)	小・中 高 普通科	寄宿舍・通学バス
		高知みかづき分 校	〒780-0972 高知市中万々88 (088-823-2021)	高 普通科	
		高知しんほんまち分 校	〒780-0062 高知市新本町 2-13-51 (088-873-0088)	中 高 普通科	通学バス
		中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀 3091 (0880-34-1511)	小・中 高 普通科	寄宿舍・通学バス 訪問教育 わかふじ寮(知的障害児施設)
	市	高知市立高知特別支援学校	〒780-0945 高知市本宮町 125 (088-843-0579)	小・中 高 普通科	通学バス 訪問教育
	巽 美 美	高知大学教育学部 附属特別支援学校	〒780-8072 高知市曙町 2-5-3 (088-844-8450)	小・中 高 普通科	通学バス
	私	特別支援学校光の村 土佐自然学園	〒781-1154 土佐市新居 2829 (088-856-1069)	中 高 専 普通科 普通科	わかぎ寮・たかぎ寮 (知的障害児・者施設)
肢体不自由	県	高知若草特別支援 学校	〒781-0303 高知市春野町弘岡下 2980-1 (088-894-5335)	小・中 高 普通科	寄宿舍・通学バス 訪問教育
		子鹿園分校	〒780-8081 高知市若草町 10-26 (088-844-1837)	小・中 高 普通科	県立療育福祉センター (通学バス)
		土佐希望の家分校	〒783-0022 南国市小籠 105 (088-863-3882)	小・中 高 普通科	訪問教育 土佐希望の家 医療福祉セン ター(重症心身障害児施設)
		高知江の口特別支援 学校国立高知病院分 校	〒780-8077 高知市朝倉西町 1-2-25 (088-843-1819)	小・中 高 普通科	国立病院機構高知 病院(重症心身障害 児施設)
		中村特別支援学校	〒787-0010 四万十市古津賀 3091 (0880-34-1511)	小・中 高 普通科	寄宿舍・通学バス 訪問教育 わかふじ寮(知的障害児施設)
病弱	県	高知江の口特別支援 学校	〒780-8031 高知市大原町 120-5 (088-802-5577)	小・中 高 普通科	訪問教育 通級指導教室
		高知大学医学部 附属病院分校	〒783-0043 南国市岡豊町小蓮 (088-866-8624)	小・中	高知大学医学部附 属病院(病院内設 置)
		国立高知病院分校	〒780-8077 高知市朝倉西町 1-2-25 (088-843-1819)	小・中 高 普通科	国立病院機構高知 病院(重症心身障害 児施設)



### 3 高知市の特別支援学校，特別支援学級，通級指導教室

#### (1) 特別支援学校

区 分	学 校 名	所 在 地	電話番号
視 覚 障 害	高知県立盲学校	大膳町 6-32	823-8721
聴 覚 障 害	高知県立高知ろう学校	中万々78	823-1640
知 的 障 害	高知市立高知特別支援学校	本宮町 125	843-0579
	高知大学教育学部附属特別支援学校	曙町 2-5-3	844-8450
	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校（高等部のみ）	中万々88	823-2021
	高知県立日高特別支援学校 高知しんぼんまち分校（中学部，高等部のみ）	新本町 2丁目 13番 51号	873-0088
肢 体 不 自 由	高知県立高知若草特別支援学校	春野町弘岡下 2980-1	894-5335
	高知県立高知若草特別支援学校 子鹿園分校	若草町 10-26	844-1837
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	朝倉西町 1-2-25	843-1819
病 弱	高知県立高知江の口特別支援学校	大原町 120-5	802-5577
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	朝倉西町 1-2-25	843-1819

#### (2) 特別支援学級（令和5年5月1日現在で特別支援学級が設置されている学校）

##### ① 小学校

学校名	電話番号	所 在 地	学校名	電話番号	所 在 地
第 四	872-6486	上町 2-1-11	高 須	882-7472	高須 1-1-55
第 六	822-1231	升形 9-4	布師田	845-1306	布師田 1781-1
江ノ口	875-8215	新本町 1-8-12	一 宮	845-1638	一宮西町 1-9-1
江 陽	882-9141	江陽町 1-30	久 重	845-1365	久礼野 2340-2
旭	844-0288	本宮町 15	朝 倉	844-1924	朝倉本町 2-11-20
旭 東	844-0148	北端町 50	鴨 田	844-1304	鴨部 1155
潮 江	832-7145	百石町 2-4-40	一ツ橋	822-6134	吉田町 4-10
潮江東	833-1208	潮新町 2-1-54	介 良	860-0143	介良乙 2735-1
小高坂	823-4418	新屋敷 1-11-5	大 津	866-2124	大津乙 972
昭 和	882-1101	日の出町 7-61	朝倉第二	844-2225	若草南町 23-56
秦	822-4108	愛宕山 18	潮江南	832-0123	高見町 248-1
初 月	822-2597	南久万 128	神 田	832-6671	神田 1174-1
横 浜	842-2858	瀬戸東町 1-26	泉 野	845-8762	東秦泉寺 788
長 浜	842-3137	長浜 4811	一宮東	846-0160	一宮東町 1-20-1
浦 戸	842-2349	浦戸 410-1	十 津	847-0121	十津 4-27-1

三 里	847-0271	仁井田 1356	横浜新町	841-0780	横浜新町 5-2201
五台山	882-7468	五台山 3371	介良潮見台	860-2020	潮見台 1-2602-1
横 内	840-2811	横内 242-12	春野西	894-2156	春野町弘岡中 2501
鏡	896-2711	鏡今井 7	はりまや橋	882-0168	はりまや町 2-14-8
春野東	841-2089	春野町東諸木 3978			

② 中学校

学校名	電話番号	所在地	学校名	電話番号	所在地
城 北	822-4146	八反町 1-8-14	南 海	842-3291	長浜 5235
城 西	822-7728	大膳町 3-4	西 部	844-0105	鴨部 1-9-1
愛 宕	822-5295	相模町 1-54	介 良	860-0043	介良乙 2620
城 東	883-7188	江陽町 1-20	大 津	866-2444	大津乙 740-1
潮 江	832-6636	塩屋崎町 1-2-20	旭	840-1522	口細山 164-1
一 宮	845-1102	一宮南町 1-3-1	横 浜	841-2215	横浜新町 1-401
青 柳	882-7471	五台山 3923	鏡	896-2324	鏡今井 191
朝 倉	844-1824	朝倉丁 604-1	春 野	894-3341	春野町西分 328
三 里	847-0291	仁井田 3363			

③ 義務教育学校

学校名	電話番号	所在地	学校名	電話番号	所在地
行川学園	844-3095	行川 472	土佐山学舎	895-2003	土佐山桑尾 13

(3) 通級指導教室

障害種別	学 校 名	所 在 地	電話番号
言語障害	第 六 小 学 校	升形 9-4	822-2821
	はりまや橋小学校	はりまや町 2-14-8	882-0273
LD・ADHD	潮江小学校(高知市教育研究所)	栈橋通 2-1-50	832-4492
	潮江中学校(高知市教育研究所)		

(4) 特別支援学級数及び通級指導教室数(令和4年5月1日現在)

学級種別	知的	肢体	病・虚	弱視	難聴	言語	自・情	合計
小学校等	42	17	17	3	6	0	89	174
中学校等	20	2	7	1	0	0	31	61
合 計	62	19	25	4	6	0	120	236

通級指導教室	言 語 障 害	第六小	3	はりまや橋小	3
	LD・ADHD	潮江小	2	潮江中	1

## 4 保育所・幼稚園等における特別支援教育

### (1) 乳幼児の発達支援

赤ちゃんの誕生以降、次のような発達支援の機会があります。

出生（「赤ちゃん誕生おめでとう訪問」） → 乳児一般健康診査（県内医療機関で、1歳になる前日までに2回） → 1歳6か月児健診，3歳児健診 → からだやこころの発育発達確認 → 各機関との連携

医療機関等	相談機関	教育機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・保健所</li> <li>・高知県立療育福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市教育研究所</li> <li>・高知県立療育福祉センター</li> <li>・高知市こども未来部子ども発達支援センター</li> <li>・高知県中央児童相談所</li> <li>・高知県立精神保健福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校</li> <li>・小・中・義務教育学校（特別支援学級）</li> <li>・小・中・義務教育学校（通級指導教室）</li> </ul>

### (2) 発育・発達に遅れや不安のある乳幼児の保育

#### ① 「高知市ひまわり園」

早期保育・療育に対する保護者、地域の方々の強いニーズに応え、平成元年に開設されました。

発育・発達に遅れや不安のある未就園の乳幼児がその保護者等とともに通園し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応を図っています。原則、3歳未満児を対象としていますが、特に必要と認められた幼児についても通園できるようになっています。

#### ② 集団の中での保育

発育・発達に遅れや不安のある乳幼児は、各医療機関や相談機関を経て、保育所や幼稚園等へ受け入れられています。

高知市では、高知県立盲学校や高知県立高知ろう学校幼稚部の他、保育所や幼稚園等に発育・発達に遅れや不安のある乳幼児が受け入れられています。特に専門保育所としては、高知市石立保育園（昭和53年から）、同ちより保育園（昭和57年から）があります。

保育所では、特別な支援が必要な状況によって、特別支援担当保育士が配置され、食事、排泄、着脱を中心とした基本的生活習慣や遊び、身体づくり等専門的な保育を行っています。また、家庭との連携を密にし、精神的、身体的な諸機能の発達を図ります。幼稚園等でも、特別な支援が必要な状況によっては担当教員が配置され、特別な支援が行われる場合があります。

各保育所や幼稚園等では、発育・発達に遅れや不安のある乳幼児とともに育ち合うことを目的に、インクルーシブ保育が行われています。人間には、仲間との集団生活に対する本能的な欲求があり、発達に従って次第に強まってきます。発育・発達に遅れや不安のある乳幼児においても、偏りはあるものの、その過程は共通であるといわれています。インクルーシブ保育では、発育・発達に遅れや不安のある子どもも、発育・発達に遅れや不安のない子どもも、すべての子どもを対象とし、一人一人の違いを認め、そのニーズに応じた保育を行うこととしています。

### (3) 特別な支援を必要とする幼児の就学

発育・発達の遅れに不安のある幼児が、最も適切な教育を受けられるようにするためにしている就学相談は、極めて重要です。

保護者の迷いや心配を少しでも解消し、子どもたちの幸せな就学を願って、高知市保育幼稚園課では次のような方法を取っています。

- ・ 特別支援学校や特別支援学級の見学
- ・ 高知市教育研究所特別支援教育班との連携

## 5 就学に当たって

### (1) 主な相談機関

障害や発達の状態、教育的ニーズに応じて、適切な支援や教育を受けることが大切です。次のような専門機関に相談し、子どもの様子を知っておくことをお勧めします。

相談機関名	所在地	電話番号
高知市教育研究所特別支援教育班	高知市棧橋通2-1-50	832-4492
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10-5	844-5400
高知市こども未来部子ども発達支援センター	高知市丸ノ内1-7-45	823-9552
高知県立精神保健福祉センター	高知市丸ノ内2-4-1	821-4966

### (2) 高知市教育研究所特別支援教育班

特別な支援を必要とする子どもの保護者が、子どもの学校での生活や学習上の悩みを相談できるよう、高知市教育研究所に特別支援教育班を設けています。

- ・ 設備 プレイルーム、教育相談室（特別支援教育関係の図書も貸し出します。）
- ・ 相談日 平日（土・日・祝日を除く）8時30分から17時15分まで

### (3) 特別支援教育のための学校や学級の見学

特別支援学校や、小・中・義務教育学校に置かれている特別支援学級等では、障害の種類と程度や発達の状態に応じた教育を行っています。これらの学校や学級等を訪ねて、校長や担任から教育の内容や方法について話を聞き、指導の実際の場面を見学することは、大変参考になります。

### (4) 学校が決まるまで

#### ① 就学相談

特別な支援を必要とする子どもに対して、総合的で望ましい支援を実現するために、どのような支援や教育内容が必要か、また、最も適切な教育の場はどこかを定めるための相談として、就学相談があります。

就学相談の中で得た子どもの障害や発達の状態、保護者の希望や考えなどの情報は、入学先を決める貴重な資料になります。

#### ② 教育支援委員会

高知市教育委員会には、「教育支援委員会」が置かれています。教育支援委員会の委員



である医師や大学教授，特別支援学校の教員などが，保育所や幼稚園等，学校，保護者等から高知市教育研究所特別支援教育班に相談が寄せられた一人一人の子どもについて，障害の状態や教育的ニーズ，保護者の意見及び各関係機関の専門的見地からの意見，学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を審議していきます。

また望ましい支援の在り方について，早期からの教育相談・支援・就学先決定のみならず，学校教育を受ける時期の一貫した支援についても助言を行っていきます。

### ③ 就学時健康診断

次年度就学予定の子どもたちには，例年 11 月頃に健康診断が行われます。これが「就学時健康診断」といわれるものです。場所や日時は，高知市教育委員会から 10 月中旬に各家庭に通知されます。

### ④ 入学通知

入学する学校が高知市立学校の場合は高知市教育委員会から，高知県立学校の場合は高知県教育委員会から「入学通知書」が届けられます。

## 6 高知市の特別支援教育

子どもが満 6 歳になると，保護者は子どもを学校に就学させ，満 15 歳になるまで義務教育を受けさせることになっており，都道府県や市町村等が学校を設置しています。

義務教育の学校には，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校等があります。特別支援学校は視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体不自由，病弱を対象とした教育を行い，小・中・義務教育学校の特別支援学級は知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴，言語障害，自閉症・情緒障害を対象とした教育を行っています。また，通級指導教室は，言語障害と LD・ADHD に対応した教育を行っています。このように，子どもたちは，それぞれ適切な場で適切な教育が受けられるようになっています。

さらに，特別支援学校には，幼稚部や高等部が設置されている場合もあります。

特別支援学校や特別支援学級では，一人一人の子どもの発達の遅れや障害の状態に応じてきめ細かい教育が行えるように，学級児童・生徒の定数が少なくなっています。教材等も子どもたちの能力を十分に引き出すために特別なものが用意され，具体的な経験を通して知識や技能が身に付くようにするなど，工夫された指導方法によって，将来の社会的な自立をめざした教育を行っています。

また，校内の他の学級や他の学校などとの交流及び共同学習を行い，様々な人々と触れ合う機会を大切にしています。

## (1) 視覚障害のある子どもの教育

### ① 視覚障害とは

眼球や視神経などに障害があるために、見るのが不自由又は不可能になっている状態のことです。

### ② 教育の場

視覚の障害を医学的に治すことができない場合であっても、教育によって不自由な状態を改善して発達を促し、個性を引き出すことができます。子どもたち一人一人の障害の状態や発達の様子などを十分理解し、指導目標を立て、指導内容や方法を工夫し、適切な学校生活を送るようにすることが大切です。

#### ア 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の子どものために、小・中・義務教育学校には弱視特別支援学級が設置されています。

弱視特別支援学級においては、照明や書見台などに工夫を加えて見やすい条件を整えるとともに、上手な見方を育てるための特別な指導や教科指導、自立活動として環境の把握やコミュニケーションの学習などが行われています。

また、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの指導は、弱視特別支援学級と通常の学級との密接な連携の下に行われています。

#### イ 高知県立盲学校

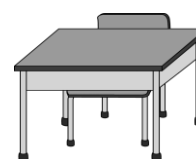
高知県立盲学校には、小学部、中学部、高等部があり、きめ細かい指導を行って自立を目指しています。また、教育相談と3歳児学級から始まる幼稚部での早期教育を重視しています。

高知県立盲学校には、盲や強度の弱視の状態にある子どもなどが在学しており、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、自立活動として一人一人の状態に応じて身体の動きや環境の把握の学習などを行っています。

また、高等部（専攻科を含む）には、普通科のほかに、保健医療科、理療科などが設置されており、特色ある職業教育をしています。点字による読み書き、手で物に触れての観察、耳から情報を得て認知する訓練など、工夫して教科等の指導を行っています。弱い視力の有効な使い方、視覚障害者のためのワープロ等による文章の作り方など、いろいろな指導が行われ、視覚障害の状態の改善や克服に努めています。

その他にも、社会見学や交流及び共同学習などにより、自主性を培い、経験を豊かにするようにしています。

なお、高知県立盲学校は視覚に障害のある子どもたちのための高知県内唯一の学校であり、県内の各地から入学しているため、通学困難な子どものために寄宿舎が設けられています。寄宿舎では、学校での指導と連携しながら、子どもたちの生活能力を高めています。



## (2) 聴覚障害のある子どもの教育

### ① 聴覚障害とは

何らかの原因のため、聞く力が不十分であったりほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

音やことばは、外耳から中耳、内耳、聴神経、大脳の順に經由して受容されますが、これらのうちのどの部分に障害が起きても、音やことばが伝わりにくくなります。

聞こえの程度は聴力レベルで示し、デシベル（dB）という単位で表します。一般にオーディオメーターを使用して聴力検査を行い、聴力レベルを測定します。その数値が大きくなればなるほど聞こえにくい状態を示します。

### ② 教育の場

耳の障害が治療で改善されない場合でも、教育によって子どもの持っている能力や適性を引き出し、伸ばすことができます。

#### ア 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の子どもたちは、小・中・義務教育学校に設置されている難聴特別支援学級で、通常の学級と連携を取りながら学習することができます。自立活動として環境の把握やコミュニケーションの学習などを行ったりしています。その子どもが保有している聴力を上手に生かして、日常の会話ができるようにしたり、発音や言葉づかいを直したり、言葉の遅れに対応したりしています。

#### イ 高知県立高知ろう学校

幼稚部では、3歳から教育を始め、小学部・中学部・高等部（専攻科を含む）と一貫した教育を進め、社会自立ができるように指導をしています。

聴覚障害のある子どもの教育は、できるだけ早くから始めることが大切です。そこで、3歳未満の場合でも教育相談として就学前の指導をしています。

小学部や中学部の教育は、小・中学校等の教育内容に準じ、さらに、聴覚障害によって生じる発達上の障害の状態を改善することをねらいとしています。

高等部には、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科（産業技術科）が置かれています。いずれの学科においても社会自立を目指した教育が行われています。

聴覚活用や正確な発音の仕方、発音の誘導等、聴能訓練や言葉の指導を行うための施設・設備を整え、教材や教具を工夫し、教育の効果を上げています。

なお、通学困難な子どもたちのために寄宿舎が設置されています。

## (3) 知的障害のある子どもの教育

### ① 知的障害とは

知的発達に遅れがあって、身辺生活の処理や集団生活への参加が困難であるなど、適応行動の面でも課題がある状態をいいます。

一般に、知的発達に遅れのある状態は、個別検査や行動観察等によって判断することができますが、その際には、身辺生活の処理や集団参加の能力、問題行動の有無など、適応行動の面を加えて総合的に判断する必要があります。

## ② 教育の場

知的障害のある子どもたちの状態は一人一人違いますが、教育によって長所や能力を伸ばすことができます。そのためには一人一人の障害の状態や発達、特性などをよく調べて、それに応じた指導をすることが大切です。

### ア 知的障害特別支援学級

知的発達に遅れがあり、意思疎通や日常生活に一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度の子どもたちは、小・中・義務教育学校に設置されている知的障害特別支援学級で、いろいろな生活経験を積み重ねたり、生活に身近な教材を活用したりして基礎的な学習を行います。

高学年に進むに従って、係活動や作業を通して、仲よく助け合うことや約束を守って共同生活をする事、そして、働く態度や知識、技能を身に付けるよう指導しています。

言葉や数がよく分からなかったり話せなかったりする子どもには、日常生活や遊びなどを通して自信や意欲を育み、持っている能力を引き出す様々な指導を工夫して教育の効果을上げています。

また、自分の身の辺の処理がうまくできない子どもには、日常生活の出来事などへの興味や関心を育て、健康な身体づくりをし、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、自分のことは自分でできるように、自立心を育てる指導をしています。

なお、通常の学級の子どもたちと活動を共にする機会を設けて、集団生活への参加が円滑にいくようにする配慮も行われます。

### イ 高知市立高知特別支援学校、高知大学教育学部附属特別支援学校

小学部、中学部及び高等部が設置され、一人一人の課題に対し、小・中・高の一貫した教育を行っています。

教育内容の特色は、ひとことと言えば実生活に結びつけた学習ということです。自立のために具体的な場面を生かして生活に役立つ言葉や数を指導します。さらに、子どもたちの成長発達に合わせて宿泊学習等を行い、自立心を養うような生活の場を積極的に設けています。高等部では、木工、農耕、園芸、縫製等の指導によって、職業教育の充実を図っています。また、一般企業や福祉作業所等で現場実習を行い、働く力や積極的に生きる力を養っています。

### ウ 高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校

高等部のみが設置され、地域に根ざした職業基礎教育や生涯にわたっての生きがい作りなど、青年期の特性に配慮した教育が行われています。

### エ 高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校

中学部、高等部のみが設置され、基礎的な職業教育に取り組むとともに、将来の自立や社会参加に必要な力を幅広く身に付けるための教育が行われています。



#### (4) 肢体不自由のある子どもの教育

##### ① 肢体不自由とは

神経や筋肉、骨・関節などの器官が損傷を受け、長期にわたって学校生活を始めとする日常生活を自立して行うことが困難な状態にあることをいいます。

肢体不自由といっても、下肢だけが不自由な場合もあれば、全身の運動や動作が不自由な場合もあります。また、日常生活にさほど困難がない場合もあれば、活動の多くに介助が必要な場合もあります。

##### ② 教育の場

医学的な治療が困難な肢体の障害があっても、身体を積極的に動かす指導をし、教育によって子どもの持っている力を引き出します。そのため、肢体不自由特別支援学級や肢体不自由特別支援学校では、一人一人の発達や障害の状態に応じて、指導内容を工夫しています。

##### ア 肢体不自由特別支援学級

肢体不自由のある子どものうち、補装具を用いても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度の子どもには、小・中・義務教育学校に設置されている肢体不自由特別支援学級で、国語や算数・数学などの教科指導のほかに、自立活動として身体の動きや心理的な安定を図るための学習などを行ったりしています。

さらに、通常の学級の子どもたちと活動を共にするなど、積極的に集団に参加し社会性を高めることができるようにしています。

なお、多くの学校では、子どもたちが可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、廊下や階段等に手すりを取り付けたり、洋式便器にしたりするなど、様々な配慮をしています。

##### イ 高知県立高知若草特別支援学校

小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育が行われています。小学部や中学部では、小学校や中学校の教育内容に準じた指導を行うとともに、自立活動として一人一人の状態に応じて身体の動きやコミュニケーションの学習などを行っています。

食事や排泄、衣服の着脱などの身の処置が難しい子どもたちには、その子どもたちの肢体不自由の状態に合わせて環境を整え、持てる力を発揮できるようにしています。

高等部では、一人一人の将来を考え、生きがいのある生活を送るための力を培うように取り組んでいます。

肢体不自由に併せて他の障害がある子どもについては、教科指導のほか、目や耳の使い方や体の動かし方等を重視して指導を行っています。こうした指導のために、専門の教員が配置され、必要な施設や器具が備えられています。

障害の状態や発達段階の多様な子どもたちが、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、トイレなどを使いやすいよう工夫したり、なだらかなスロープを設置したりするなど、様々な配慮がなされています。

また、通学のためにスクールバスを運行し、通学の困難な子どもたちのためには寄宿舎を設置しています。

#### ウ 高知県立高知若草特別支援学校子鹿園分校

医療の必要な子どもたちのために、高知県立療育福祉センターに隣接して子鹿園分校があります。同センターに入所している間、治療等を受けながら、小学校や中学校、高等学校に準じる指導を行っています。

また、平成22年度からは、家庭から通学することが可能になっています。

#### エ 高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校

医療の必要な子どもたちのために、国立高知病院に隣接して高知病院分校があります。同病院に入所している間、治療等を受けながら、小学校や中学校、高等学校に準じる指導を行っています。

### (5) 病弱・身体虚弱である子どもの教育

#### ① 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、学校教育の上では、病気が長期にわたるもの又は長期にわたる見込みのもので、その間に継続して医療又は生活規制を必要とするものをいいます。

また、身体虚弱とは、これといった病気はないのに、先天的又は後天的な種々の原因により、身体諸機能に異常を示したり、病気に対する抵抗力が低下したり、あるいはこれらの現象を起こしやすい状態にあたりするため、長期の生活規制が必要なものをいいます。

#### ② 教育の場

病気の子どもや体の弱い子どもには、まず健康回復に向けて努力しようとする意欲や態度を育てることが大切です。また、入院などによって遅れがちになる学力を向上させることを始め、様々な能力を十分に引き出す必要があります。

#### ア 病弱・身体虚弱特別支援学級

入院を必要とせず、家庭などから通学できる病弱・身体虚弱の子どものために設けられています。一人一人の子どもの健康状態に合わせて指導方針が立てられており、それぞれの心身の発達や学力などの実態に合わせて指導を行っています。また、自立活動として健康の保持や心理的な安定を図るための学習などを行ったりしています

さらに、通常の学級の子どもたちと活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮し、家庭などとの連携を密にしながら、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導も行っています。

#### イ 高知県立高知江の口特別支援学校、高知大学医学部附属病院分校、国立高知病院分校

高知県立高知江の口特別支援学校は、小学部、中学部、高等部を設置しています。高知大学医学部附属病院分校は高知大学医学部附属病院の7階にあり、小学部と中学部を設置しています。国立高知病院分校は国立高知病院にあり、小学部、中学部、高等部を設置しています。

在学する子どもたちの病気の種類は様々で、病気の治療が長期にわたる者又はそのおそれのある者で、継続して医療や生活規制を必要とする者と身体虚弱のために長期にわたる生活規制を必要とする者を対象とします。分校は入院して学校に通えない子どもが在学しています。

この教育では、医療機関や家庭などとの連携が特に大切です。子どもたちがどの程度運動や勉強をしたらよいかを確かめ、弾力的に指導を行うように努めています。

また、入院していて症状が重い子どもの場合は、教員が病院に出向き、病院内に設けられた教室やベッドサイドで指導しています。高知市内の他の病院に長期入院し、学校に通えない子どものために訪問教育も行っています。

高知江の口特別支援学校及び同高知大学医学部附属病院分校、同国立高知病院分校には、病気の治療や生活上の規制が必要な期間だけ在学します。子どもたちの健康状態が回復、改善したら、以前に在学していた小・中・義務教育学校に戻ることになります。

## (6) 言語障害のある子どもの教育

### ① 言語障害とは

一口に言語障害といっても、含まれる問題は多岐にわたっています。

まず挙げられるものは、構音障害、つまり発音のはっきりしないケースです。構音障害は、さらに、器質的構音障害と機能的構音障害の2つに分けられます。器質的構音障害とは、口唇裂・口蓋裂に代表されるように、発音するために用いる口の中の器官そのものに原因のあるケースです。機能的構音障害とは、一般的によくいわれる「幼児音」のように、器官そのものには何ら問題はないが、発音の仕方を誤って覚えてしまっているケースです。

次に挙げられるものは、吃音等の話し言葉のリズム障害、つまり、言葉がつかえて流暢にしゃべりにくいなどのケースです。

また、言葉の遅れとして、話す、聞く等の働きの基礎的事項に発達の遅れのあるケースも挙げられます。

### ② 教育の場

言語に障害のある子どもについては、小学校の通級による指導や、言語障害特別支援学級での指導、もしくは通常の学級での障害に留意した指導といった教育の場があります。ただし、言語の障害が他の主障害、例えば聴覚障害や脳性マヒあるいは知的障害などに伴うものである場合には、その状態に応じて、聴覚障害、肢体不自由、知的障害の特別支援学校や難聴特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、知的障害特別支援学級等で教育を受けることになります。

指導の内容としては、個々の障害の状態に応じて、正しい音の認知や模倣、発音・発語の指導など発音の明瞭度を高める指導、遊びの指導、劇指導、斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結びつけた言葉の発達を促す指導等があります。

また、言語の障害は、対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことへの意欲を高める指導やカウンセリング等も必要です。さらに、家庭や医療機関等関係機関との連携にも留意しながら、より効果的な指導を行うようにしています。

なお、通級による指導では、各教科等の授業は通常の学級で受けて、言語障害の改善、克服に必要な特別の指導を、言語障害通級指導教室（通称「ことばの教室」）という特別な指導の場で受けることになります。

## (7) 自閉症・情緒障害のある子どもの教育

### ① 自閉症・情緒障害とは

自閉症・情緒障害とは、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係形成が困難である程度のもので」と、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので」をいいます。

### ② 教育の場

自閉症・情緒障害特別支援学級での指導は、心身の緊張をほぐし、こだわりをやわらげるため、様々な経験を通し、生活に自信が持てるように配慮しています。

自閉症には、対人関係を中心に多面的な発達上の課題があるので、教育目標も一人一人の子どもたちの実態に応じて多様になっています。

集団不適応を起こす子どもたちには、個別指導やグループ指導の場を適切に設け、刺激の少ない教室を用意したり、視聴覚教材を制作、活用したりするなど、自閉症の特性に応じた指導方法を工夫しています。

かん黙、チック、不登校などの子どもは、学習上の問題よりも、集団生活への参加に課題が見られます。

こうした子どもたちには、自立活動として心理的な安定や人間関係の形成、コミュニケーションの学習などを行ったりしています。本人の特技や得意な面を生かしながら成就感を味わえる経験を用意したり、グループ指導や個別指導を組み合わせるなどの工夫をしています。

また、子どもたちの障害の状態などに応じて、通常の学級の子どもたちと活動を共にする機会を設け、社会性の育成を図っています。

## (8) 院内学級（高知市立三里小・中学校 池分室）

院内学級は、入院していて学校へ通うことができない子どものために、病院内に設置された特別支援学級のことです。

高知医療センター（高知市池）の院内学級は、「すこやかフロアー」と「なごやかフロアー」の中にあり、「すこやかフロアー」には病弱・身体虚弱特別支援学級が、「なごやかフロアー」には自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されています。

高知医療センターに入院している小・中学生は、本人と保護者の希望及び主治医の許可があれば、この院内学級で学習することができます。ここでは、子どもの精神的な安定を図って健康回復や生活への意欲を培うことや、学習活動への意欲を大切にして入院中の学習支援をすることに重点を置いています。

この院内学級で学習するためには、高知市立三里小学校・三里中学校への転校手続きが必要となります。

## (9) 訪問教育

### ① 訪問教育とは

障害が重度であるため、家庭から学校へ通うことが困難な子どもや、病院や施設で治療を受けるなどの理由で学校へ通うことが困難な子どものために、訪問教育があります。



## ② 教育の場

このような子どものいる家庭あるいは病院や施設に、特別支援学校から教員が訪問して、一人一人の子どもの実態に合わせて、持っている力を引き出し、充実した生活が送れるように教育するのが訪問教育です。

指導に当たっては、一人一人の障害の状態や発達及び生活経験などに合わせて指導の方針を立て、教科書を使った指導や、基本的な生活習慣を身に付ける指導、身体の動きや運動する力を高めることに重点を置く指導など様々な指導を行います。

指導は、その日その日の子どもの健康状態に十分留意しながら行います。屋内で教科学習をしたり、天気の良い日には、屋外で運動や遊び等の学習をしたりします。

なお、可能な限り学校で行う行事や該当学年の学習にも参加し、集団生活を体験するための工夫をしています。

訪問教育は、学校と保護者及び病院や施設の関係職員の理解と協力のもとに行う教育であり、相互に密接な連携を図り、指導することによって、よりよい成果を上げています。

訪問教育では、家庭の事情や健康状態等を考慮して、個人差はありますが、1回2時間程度の授業が週3回程度行われています。また、集団での学習を経験するために、「スクーリング」として、野外学習や学校行事への参加をすることもあります。

## (10) LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）への対応

### ① LDとは、ADHDとは

LD（学習障害）とは、全般的な知的発達の遅れや視覚障害、聴覚障害、自閉症・情緒障害その他の障害がないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものをいいます。また、ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

### ② 教育の場

現在、LD・ADHDの子どもは、通常の学級において教育を受けているケースが大半を占めています。学級担任は、校内の他の教員や校外の専門機関との連携を取りながら、LD・ADHDの特性や一人一人の状態に応じた支援をするようにしています。

また、普段は通常の学級において教育を受けているものの、LD・ADHDによる課題の状態が一部特別な指導を必要とする程度である場合、通級による指導を受けることもできます。

LD・ADHD通級指導教室（通称「わくわく（WAKUWAKU）教室」）では、LD・ADHDやその疑いのある者のうち、高知市教育支援委員会において一部特別な指導を必要とする程度であると判断された児童生徒が指導を受けています。

ここでは、家庭や学校との連携を基盤にしながら、学習や運動、コミュニケーションなどの支援に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにしています。

なお、子どもの状態によっては、特別支援学級に入級して支援を受けることもあります。

## 7 各種手帳，特別支援教育就学奨励費

### (1) 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳

障害のある人が取得することによって，各種の支援を一貫して受けやすくするための手帳です。

申請手続きは，下記で受け付けています。詳しいことは，それぞれの課にお問い合わせください。

種 類	療育手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象者	知的障害のある人	視覚，聴覚又は平衡感覚，言語又はそしゃくの機能，肢体不自由，心臓・腎臓・呼吸器又は膀胱・直腸・小腸の機能に障害のある人	精神障害のため，長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人
担当課	高知市福祉事務所 (市役所・障がい福祉課 医療福祉係)		高知市保健所 (健康増進課)
電話番号	823-9053		803-8005

### (2) 特別支援教育就学奨励費

障害や発育，発達に遅れのある子どもたちが特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級へ就学した場合，家庭の経済的負担を少しでも軽くするために支給されるのが特別支援教育就学奨励費です。

所得や学校種別その他の条件によって支給額や内容，申請手続き等が異なりますので，詳しいことは在学する学校にお問い合わせください。

#### ① 特別支援学校分の内容（令和4年度実績）

学校給食費，交通費（通学費，帰省費，職場実習費，交流学习費），寄宿舍居住に伴う経費（寝具購入費，日用品等購入費，食費），修学旅行費（修学旅行費，校外活動費，宿泊生活訓練費，職場実習宿泊費），学用品購入費，新入学児童生徒学用品費等，通学用品購入費，拡大教材費 等

#### ② 特別支援学級分（令和4年度対象）

学校給食費，通学費，交流及び共同学習交通費，修学旅行費，校外活動等参加費（泊あり・泊なし），学用品費等（新入学児童生徒学用品費等含む），拡大教材費 等



## 高知市特別支援教育就学の手引き

発行年月 令和5年4月

発行者 高知市教育研究所

〒781-8010 高知市棧橋通二丁目1番50号

TEL 088-832-4497 FAX 088-832-6715

E-mail kc-201700@city.kochi.lg.jp